

一般社団法人日本パラフェンシング協会
物品貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、各種物品貸出事業として一般社団法人日本パラフェンシング協会(以下「当協会」という。)が所有する物品の貸出しに関する条件を定める。

(貸出対象)

第2条 物品の貸出しを受けることができる対象は次のとおりとする。

- (1) 当協会登録・賛助法人会員(貸出料無料)
 - (2) 政府機関、地方自治体、および学校など(貸出料無料)
 - (3) その他パラフェンシング競技の普及振興に寄与すると認められる団体(貸出料有料)
- 2 前項(1)または(2)に規定する個人・団体であっても、当協会が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、物品を貸し出さないものとする。
- (1) 当協会登録・所属団体であっても、指導者・利用者・管理者がいない団体
 - (2) 貸し出された物品を、宗教活動・政治活動に利用する恐れがある個人・団体
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくは関係者、その他反社会勢力、またはそれらと密接な関わりのある個人・団体
 - (4) その他当協会理事会が貸し出しに不相当と認めた個人・団体

(貸出物品)

第3条 貸出物品とその使用料については、「物品貸出・使用料一覧表(別紙)」に定める。

(申込み)

第4条 物品の貸出しを受けようとするもの(以下「借用者」という。)は、「物品借用申請書」(添付 A)を当協会事務局に使用日の 10 日前までに電子メールにて提出すること。借用者は「物品借用申請書」記載の条項を承諾の上、誓約書に署名すること。

(申請承認)

第5条 前条の規定により申請があった場合は、当協会事務局にてその内容を審査の上、その可否を決定し通知する。貸し出し物品と貸出期間、使用料については貸し出しの3日前および返却の3日後までに事務局長から理事会に書面をもって報告する。

(貸出期間)

第6条 物品の貸出期間は、輸送期間を含み最長で 1 ヶ月とする。ただし、借用者が貸出期間終了の 1 週間前までに「物品借用延長申込書」を提出し、当協会事務局長が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

(物品の返還)

第7条 借用者は、次の各号に該当する場合は、物品を返還しなければならない。

- (1) 前条の貸出期間を満了した場合
- (2) 物品の利用を中止する場合

(報告義務)

第8条 借用品が紛失した場合、または物品を損傷した場合は、速やかに当協会にその旨を連絡しなければならない。

(費用負担)

第9条 物品の貸出使用料は、「物品貸出・使用料一覧表(添付 B)」のとおりとし、当協会登録・所属団体が借用品となる場合の貸出使用料は原則無料とする。ただし、物品の貸出しを受けている間の当該物品の保管・維持管理費、輸送料の実費、および故意・過失にかかわらず物品を損傷した場合の修理費または弁償費は借用品が負担しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 借用品は、貸出しを受けた物品を第三者に譲渡・転貸・交換してはならない。

(事故責任)

第11条 物品の使用によって生じた事故等に関しては、当協会は一切の責任を負わない。

(違反に対する措置)

第12条 借用品がこの規程に違反した場合は、以後貸出しを停止する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は当協会理事会が別に定めるものとする。

(協議事項)

第14条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて当協会と借用品が協議の上、定めるものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、当協会理事会において行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

添付 A 「物品借用申請書」

添付 B 「物品貸出・使用料一覧表(別紙)」

添付 A 「物品借用申請書」

一般社団法人 日本パラフェンシング協会(当協会)御中

車いすフェンシングの競技備品(物品)を下記の通り借用させて頂きたく、申請致します。

	備品・用具名	数量	貸出期間							
1	フレーム		開始	年	月	日	返却	年	月	日
2	競技用車いす		開始	年	月	日	返却	年	月	日
3	剣(サーブル)		開始	年	月	日	返却	年	月	日
4	剣(エペ)		開始	年	月	日	返却	年	月	日
5	剣(フルーレ)		開始	年	月	日	返却	年	月	日
6	防具		開始	年	月	日	返却	年	月	日
7	審判器		開始	年	月	日	返却	年	月	日
8			開始	年	月	日	返却	年	月	日
9			開始	年	月	日	返却	年	月	日
10			開始	年	月	日	返却	年	月	日

注1. 貸出開始日は物品が借用者の手に渡り、現実的に借用者の管理下に入った日とする。例えば借用者が当協会の物品倉庫で物品を引き取った日が開始日となる。

注2. 返却日は借用者が当協会の倉庫に物品を返却し、当協会が返却を確認した日とする。

貸出条件として以下の事項を遵守することを誓約致します:

1. 借用者の責任下で物品の紛失が起こった場合、当協会に遅滞なく弁償を致します。
2. 借用者の責任下で物品が損傷した場合、遅滞なく修理をして返却するか、修理費用を当協会に支払います。
3. 物品を第三者に譲渡・転貸・交換することは致しません。
4. 物品を使用する際に第三者に事故や損害が発生した場合、その求償責任はすべて借用者が負担し、当協会に一切負担をかけません。
5. その他、当協会が定める「物品貸出に関する規程」を遵守致します。

2022年 月 日

借用者名

印

住所

電話番号

Eメールアドレス

添付 B

一般社団法人日本パラフェンシング協会 物品貸出に関する規程 別紙
物品貸出・使用料一覧表

物品 番号	貸出物品名	貸出使用料 (税別)	単位	期間
1	フレーム	5,000 円	1セット	1日～1ヵ月
2	競技用車いす	5,000 円	1セット	1日～1ヵ月
3	剣(サーブル)	2,000 円	1本	1日～1ヵ月
4	剣(エペ)	2,000 円	1本	1日～1ヵ月
5	剣(フルーレ)	2,000 円	1本	1日～1ヵ月
6	防具	3,000 円	1セット	1日～1ヵ月
7	審判器	3,000 円	1セット	1日～1ヵ月

- ※ 当協会登録・所属団体が借用者となる場合の貸出使用料は原則無料とする。
- ※ 物品の貸出しを受けている間の当該物品の保管・維持管理費、輸送料の実費は借用者の負担とする。
- ※ 故意・過失にかかわらず物品を損傷した場合の修理費または弁償費は借用者の負担とする。
- ※ 1ヵ月を超えて借用を延長する場合は、使用料をあらたに支払う。
- ※ 借用期間終了後または当該年度の3月31日までに、当協会が発行する請求書に基づき、期間に相当する使用料を2週間以内に支払うこと。